

霧島市条例第23号

令和4年6月17日

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年霧島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「2年」を「3年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。